

八思巴字官印集積  
—『隋唐以来官印集存』の「神山驛印」—

吉池孝一

羅振玉『隋唐以来官印集存』(1916年)の三十葉オモテ左下に元代パスパ文字官印の印影が収められている。背刻の拓本はない。当該書巻頭の「目録」には“元國書印”とのみあり、判読はなされていない。印影は縦5.6cm×横5.5cmである。

印影の文字は、左行より縦に読み、行は右に向かって進む。篆書体パスパ文字で šin【?】-š(a)n【?】-yi【?】-yin【印】とある。この印において漢語音の禪母 š1 と審母 š2、および喻母 y1 と幺母 y2 の区別をしているか否かについて判読の前においては不明であるため、それぞれ š と y で翻字せざるを得ない。さて、この印を照那斯圖(1977:70,75)は「神山驛印」(圖23印2)と判読する。原件は故宮博物院に所蔵されているという。「神山驛印」であるとすると、神は床母3等字であるから、パスパ文字は šin ではなく、čin でなければならない。『蒙古字韻』はパスパ文字 čin の下に“神陳塵”などを配し、š1in 及び š2in の下に神はない。もっとも中村雅之(2014:57)によると、パスパ字漢語碑文の「増封東安王詔書碑」「(曲阜)加封孔子制(二)」「(定州)加封孔子制(三)」は神を čin とするが、「奉元路大重陽万寿宮聖旨碑(二)」は šin とする。これより北方の漢語音にあつては現代北京語と同様に、神を šin(禪母が審母に合流)で発音する場合のあったことを知りえる。また、驛は喻母4等字であるから y1、印は影母4等字であるから y2 でなければならない。『蒙古字韻』は両者を区別するが、この印は区別なく同一の文字を使用する。

いずれにしても、いましばらくは「神山驛印」という読みを保留としておきたい。なお、黃惇(1977:52)が「神山驛印」とするのは照那斯圖(1977)に拠ったものであろうか。原件が故宮博物院所に所蔵されているというから、背刻の有無を確認しなければならない。



【参考文献(発行年順)】

- 羅振玉(1916)『隋唐以来官印集存』民国五年。  
照那斯圖(1977)「元八思巴字篆書官印輯存」『文物資料叢刊I』北京:文物出版社。  
黃惇(1999)『中国歴代印風系列 元代印風』重慶:重慶出版社。  
中村雅之(2014)『パスパ字漢語資料集覧』(KOTONOHA 単刊 No.8)愛知:古代文字資料館。  
もと1994年刊。